

## 案件に関連する指摘・対応状況

(1)問題・指摘の概要
SEZ への入居率が低く、当初計画の事業効果を損なう恐れがあり、また 2017 年度の事後評価において有効性、妥当性が低いとして総合評価「D」となった。
(2)原因
実施機関による、民間のニーズに即した企業誘致活動、サービス提供、賃料設定等が不十分であるため。
(3)これまでの対応及び現状等
2018 年 3 月に「シハヌークビル港 SEZ 運営アドバイザー」の派遣を開始し、企業誘致促進、物流機能強化等を支援中。
(4)今後の対応・教訓等
「シハヌークビル港 SEZ 運営アドバイザー」を通じて、2018～2019 年度は日系企業の誘致活動及び研修・マニュアル作成等を通じた実施機関の能力強化を集中的に実施予定。また 2020 年度以降は、実施機関の SEZ 運営体制のモニタリングを実施予定。SEZ 支援全般の教訓として、SEZ 運営・管理経験が少ない機関が SEZ 事業の実施機関となる場合、実績のある機関・企業への委託も含めた検討が必要。